

地域と人権

東播人権連ニュース

発行所：東播地域人権運動連合多可支部準備会
発行責任者 杉浦 日出夫
多可町中区中村町319 電話 090-6757-7122

多可町

「部落差別」条例案は撤回せよ！ 条例反対署名1144筆提出

わたしたちは「部落差別」を永久化する多可町条例の制定に反対します

多可町長は3月2日、「多可町部落差別解消推進条例案」を町議会に上程しました。私たちは、「条例案そのものが差別する町民と差別される町民をつくり出し、「両者」の対立を永久化させるものだ」と条例制定には大反対しています。この間、署名運動を行い、すでに1144筆を町長に提出しました。

町当局は2月3日から18日までの期間、公表した条例案に対して

差別解消を害する「条例」

加美区・男性

私は次のような理由から条例の制定に反対します。

第1に、この条例は過去半世紀にわたって推進されてきた同和行政に対する総括がされていません。特に条文にある「各種団体」が推進してきた差別糾弾の評価がありません。にもかかわらずその団体と連携すると言っています。その団体にも自らの糾弾路線への反省を聞いたことがありません。第2に、相も変わらず部落差別だけを解消の対象とし、旧同和地区以外



反対署名簿を見る町長（右側の人）2020.1.30

町民から広く意見を求めるパブリックコメントの手続きを行い、町民からは多くの反対意見が届けられています。人権連支部（準備会）にも多くの町民の方から、パブリックコメントに「私の意見書」が寄せられています。その中から5人のみなさんのコメントを紹介いたします。良識ある町民のみなさん。町当局にも、町議会にも、（見出しは編集部）

に見解を述べられるだけで議論は深まりません。聞く方も義務的にやり過ごすばかりでマンネリ化が進行しています。今では、参加人数を確保するだけが精一杯です。条例が成立して「差別解消は町民の義務」として参加が強制されればこの傾向は益々強まるでしょう。

しかも差別が残るのは「旧地区外住民の心がけが悪いから」と結論づけられ参加者には嫌みとしてしか聞かれません。これは所期の目的が達成できないばかりか陰湿な差別がはびこることもなりかねません。第3に、この条例には

対立を生み出すための条例だ

八千代区・男性

そもそも未だに多可町では部落差別が存在するのでしょうか？私はそうは思いません。「部落差別」や「同和」という言葉自体が既に死語になっているのではないのでしょうか？

確かに、いじめ問題や障害者差別、外国人に対する人権問題などあらゆる人権問題を考え、人権感覚を身に付けることは大切だと思います。しかし、部落差別や同和という言葉を使えば部落差別が今も多可町にはび



2020.2.21 アスバルにて

しあったとしても多可町の住民も同じ穴のムジナ扱いすることは大変町民を馬鹿にした解釈だと思

います。第3条以下では、国は決してこの条例を各自自治体に推奨しているわけでは

ありません。昔の同和対策で一定の成果もあげ、進学でも就職その他でも差別がない現実をみれば、審議会が調査や審議をする

ことはありません。逆に審議会を作ることによって成果を上げるため「差別部落」と「被差別部落」を明確にし差別の実態がなくとも溝を深め対立を生み出すための条例だと言

わざるを得ません。以上、他地区の子から「〇〇地区の子に何で勉強教に行きやあんなに」

新たな疑問や偏見が生まれることは必定

加美区・女性

私は「多可町部落差別の解消の推進に関する条例」に反対です。その理由の一つとして、第1条に記載されている

「部落差別」と「差別者町民」を

署名のお願いに回って話をした時も、「部落差別なんてそんなものどこにあるん」「こんな条例作ったらかえって昔に後戻りするん」という「そうい言葉が異口同音に返ってきました。そういった素朴な町民の声にどうお答えになるのでしょうか。

どの条項にも問題はありますが、私が一番危惧するのは「教育及び啓発」の第6条です。いったいどのような教育をしようとお考えなのでしょう。

今や、若い人達の中に「部落差別」といった心情はありません。この条例が制定・施行されたら、すでにやられていない学校に対して「解放学級」を実施するよう強要されるのではないのでしょうか。

そして、何も知らない子どもたちに「部落民」の烙印を押すような学習内容がなされたら、いたいけな子どもたちにとって大変むづかしいことです。また、他地区の子どもたちも、知らないうちにこのことを知り、そこに新たな疑問や偏見が生まれることは必定です。

また、「部落差別は今なお存在する」という名の下に、住民研修が数多く実施され、出席等取ったりするようになることになりかねません。そうなら、住民に「またか」といった感情をいだかせ解消どころか、分裂をもたらしかねないことを危惧いたします。

故にこの条例に断固反対します。

条例は多可町に永遠の「部落民」と「差別者町民」を作る

部落問題解決のゴールは もう見えています

辻 誠一（多可町中区）

第1条(目的)について

条例案は、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況に変化が生じている」として、インターネットの中には今も「部落差別が存在し」「部落差別は許されないもの」であり、それを「解消するために条例」を作って、町の責務と町民の役割を決める、としています。

しかし、多可町には部落差別の実態はありません。インターネット上の「差別」表現と多可町や町民の直接的な責任関係ありません。

そもそも「差別」や「人権侵害」とはなんでありましようか。偏見や先入観などをとて、特定の人々に対して不利益・不平等な扱いをすることではないでしょうか。つまりそれは、「国や地方公共団体などの行政権力」及び「大企業などの社会的権力」と国民・町民との間で生じるものであります。

憲法やそれに基づく法律、条例等は、これら権力の横暴を抑え、一人ひとりでは力の弱い国民・町民の人権を守るためにあります。

然るにインターネットの中にある「差別」表現をもって、差別を町民間に生じるものと矮小化し、あまつさても町民になんらかの「役割」を課するなど、権力の横暴の目くらましに手を貸すことになるだけであり、言語道断であります。

第2条(基本理念)について

1969年から33年間にわたって同和特別法に基づく対策事業が実施され多額の予算が投入されました。この結果、「同和地区」の指定を受けてきた地域は、環境改善が進み、教育文化の水準は高まり、産業や就労は広がり、自由な通婚が当たり前のようになり、交流・融合が進んで格差は解消しました。そして、同和特別法は役割を果たし、2002年3月末で終了しました。同時に「同和」の地区指定も無くなり、多可町には「同和地区」も「対象住民」も存在しません。したがって「部落差別の解消に関する施策」は必要ありません。

むしろ条例(案)は、「部落差別」を冠する永久条例であり、「部落差別」が永遠に続くものであることを前提に、町民の中に「差別者」と「被差別者」を作り、これを永久固定化するものであります。その結果住民の中に「萎縮」を生み、新たな問題こそ

起こしかねない危険なものであるとあります。

第3条(町の責務)及び

第4条(町民の役割)について

先にも述べましたが、「部落差別の解消に関する施策」は必要ありません。

そもそも町は、町の主人公であるすべての町民に対して福利を実現するための条件を整備し、町民の人権を等しく保障することが第一義の任務です。町民の中に対立と分断を持ち込むことなど許されません。

町民みんなが自治権を生かし、自らの権利と自由を守り高め、幸福を追求するための行動を助長し保障することが町の役割です。

第5条(相談体制の充実)について

少なくとも町民が不安定非正規雇用や低賃金長時間労働に従事させられています。さらに社会保障切り下げと重税の結果、社会に貧困と格差が急激に広がっており、まさに「人権が侵害」されています。

命と健康、暮らしと福祉を守り向上させる制度や施策は、すべての町民を対象に実施すべきであり、したがってその窓口たる「相談業務」は全町民、全事業を対象にすべきものであります。

第6条(教育及び啓発)について

多可町から少し視野を広げれば、かつて「同和地区」と指定されていた地域も、「混住」が進み、まさに「同じく」「和している」状態になっています。そのことは多可町でも同じ傾向にあります。そのような状態にある中、「同和教育」に注力することとは、知らないうちにもっと悪いことを知ってしまう、「同和差別意識解消」に逆行するのではないかと懸念を抱かざるを得ません。

また「部落解放の戦士」を作るための「解放学級」などは、いたいたな子どもたちに「部落差別は今も厳しい」という虚構を刷り込み、「部落民」の烙印を押すむごい教育であるといっても過言ではないでしょう。

「差別者」と「被差別者」を作り出す教育・啓発は不要です。

第7条(調査の実施)について

「部落差別の解消の推進に関する法律」を審議した2016年12月1日の参議院法務委員会では、自治体の実施する「調査」について様々懸念が表明されています。

そこで明らかにされたのは、かつて隣保館が実施した「調査」に関しては、厚生労働省はあくまでオプザバーであり調査の詳細は関知していないというところであり、調査実施を強く主張してきた部落解

放同盟は、厚労省同和問題実態調査の意義と成功のポイントという文書の中で、立法事実の収集にも大いに役立つことが期待でき、新しい運動や要求を組織でき、同盟員の拡大にも役立てることができると調査の目的をあげずに述べています。

このような調査によれば、解放同盟の綱領が示す「部落民」すなわち「歴史的・社会的に形成された被差別部落に現在居住しているかあるいは過去に居住していたという事実などによって、部落差別をうける可能性をもつ人」を抽出し、その人々に何らかの「差別」の有無を確認するものになる危険性をつくり出します。

条例案では、「国が行う部落差別の実態に係る調査に協力する」だけに止まらず、町自らが「部落差別に関する実態調査等を実施する責務を有する。」としています。これは事実上解放同盟が要求する調査になる可能性があります。

つまりそれは、部落民以外は全て差別者として被差別者が差別者の行った事実及びその差別性の有無を確定し、差別の本質を明らかにするという特異な解放同盟の運動論によって行政の主体性が奪われる危険があると指摘したく思います。

この様な危険な調査への協力はどうか町が実施主体となりえる条文は持つべきではありません。幸い法律提案者の自民党若狭勝議員(当時)は、「本法案は、あくまで、そうした対象となる個人とか地域、いわゆる旧同和地区を特定した上で、その中の個人とか地区等々について実態調査をする」ということは全く考えておりません。「調査の必要性もなければ、その可能性、実態もないという前提で法律を作っておりません。」と説明をしています。2016年12月8日の参議院法務委員会での付帯決議では、「当該調査により新たな差別を生むことがないように留意」すべきと確認もされています。

町は調査を実施すべきではありません。

第8条(推進体制の充実)について

多可町当局は、「部落差別の解消に関する各種団体」について、解放同盟を想定していることを否定していません。解放同盟に関しては、先に紹介した2016年12月1日の参議院法務委員会において自民党の西田昌司議員は、「解放運動の中で余りにも行き過ぎた糾弾」があり「それが実はこの差別意識の基になったところもこれは否定できない現実だ」と思っている。指摘し「運動団体側がそのことをきっかけに新たな様々な要求が出てきたり、そして、かつてそいつことが余りにも横行していたために同和差別というのが逆に助長されてしまったという一面が

これ拭い切れない事実としてあるわけですから、そこを私たちは一番懸念をしている」とし、提案者である宮崎政久代議士も「この法案が成立することにあって、あたかも何がしかの不適切な言動であったり差別的な行動である、こいつったものに対しての根拠を与えるようなことがあってはいささかもいけない」と応じています。

また先述した参議院法務委員会での付帯決議には、「過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずること」を厳しく指摘しています。

このような指摘を受ける解放同盟との連携は認められません。

第9条(審議会)について

町が単独で実施すべき施策はありません。このため審議会が必要ではありません。

部落差別の解消は、本来同じであるものを同じように扱う事でのみ解決できる課題です。

差別はみんな同質ではありません。

女性差別・障害者差別・外国人差別などは「女性」「障害」「国籍」という「属性」(そのものの性質)を理由に、その属性を持つものに対して不利益な取り扱いや人権侵害を行うことです。これらの差別は違いを互いに認め合い尊重(尊敬)し合いながら、不利益な取り扱いや人権侵害をしないことで解決を図るのが道筋となります。

この様に整理して考えると、部落差別は、すでに社会問題としては解決しており、残された課題については、町民間の努力で十分解決できる問題です。どのような差別よりも早く解決できる問題でもあります。

人権にランク付けしたり、部落差別を特別視するのは間違いです。

町民のみならずは、同和特別法時代の33年間をはじめ、その後今日までの18年間、合わせれば半世紀を超えて部落問題解決のために努力し、協力してきました。

町は、町民に敬意をこめてお礼を述べ、「部落問題が解決した状態」について具体的に説明し、今日の到達段階を明らかにする責任があります。

一つでも差別があれば解決したとは言えない、というのは間違いです。あっても地域社会がそれを受け入れないということが解決です。

ゴールはもう見えています。

この様な条例を間違っても議会に提案しないようお願いいたします。

町民が安心して暮らせる町政を

加美区・男性

①昭和44年(1965年)の同和対策審議会答申を受けて、同和対策特別措置法のもとに特別事業が1969年から行われ、地域改善対策事業、地対財特法の事業と継続されて2002年の法の終了までに、部落差別解消のため多くの予算が費やされ、多くの事業が行われた。2002年に同和事業に関する法は役割を果たして終了した。部落差別は実態として解消したものである。同対策審議会が問題にしたのはこの実態である。

この多可町でも同じである。いまだ、部落差別に関する条例が必要であるというのであれば、今まで町は一体何をしていたのだ。自ら行ってきた町政でたらめだった、いい加減だったというのか。そつたとしたら、何がダメだったのかを町民の前に明らかにする責任がある。

②今も部落差別が存在するというのなら「実態」を明らかにしてほしい。ネットの中に部落差別があるというのなら、それは「実体」のないものだ。実体のないものために法を作るのは馬鹿げている。危険だ。「法」は暴走する。多可町のとりわけ中区の行政はその暴走に苦しめられ、公正を欠いたものになったのではないのか。解放同盟との「連携」は癒着ではなかったのか、多くの町民に苦痛と損害を与えたのではなかったのか。かつて(1970年代)の中ごろを中心として、解放同盟によって引き起こされた町行政の混乱に対する反省はないのか。ないとなれば、今後の町行政も信頼することができない。

③条例の制定は今後も部落差別を温存する。エセ同和行為を助長する素地を温存し、同和利権を狙う輩を温存する。

町民にいわれない「差別者」のレッテルを張り、旧「対象者」を部落差別の被害者に縛り付け、結局は部落差別を永遠化する。全ての町民にとって利益のない馬鹿げた条例である。

④町長の吉田かずし氏が選挙戦(2017年)の最後に「解放新聞兵庫版」に推薦候補として写真が載っているのはどういふわけか。条例の制定は解放同盟への恩返し。町民無視の義理立てではないのか。今、町が考えるべきは少子高齢化、過疎化が進行する多可町行く末をどうするかだろう。全ての町民が安心して暮らせるようなまともな町政を行ってほしい。